

「宮崎県情報公開条例の一部改正（素案）」に対する御意見と県の考え方

宮崎県情報公開条例の一部改正（素案）について、令和4年7月13日（水曜日）から令和4年8月12日（金曜日）までの間、県のホームページなどを通じて、県民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、2名の方から12件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見の要旨及びそれに対する県の考え方は、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の要旨	県の考え方
1	P1	冒頭枠内趣旨説明	<p>本改正素案は、情報開示請求権の「濫用禁止規定」を設けるものである。その前提として、県民には「義務（責務）」があるという論理が導入されている。情報公開法にこのような義務の規定はない。</p> <p>宮崎県情報公開条例第4条に規定されているのは「努力義務」である。条文では明示的に「義務」を規定していないのに、改正案は「義務」を導入している。授権の根拠法を明示すべきである。</p>	<p>今回の改正において義務を規定することで制限されるのは、開示請求できる権利のうち「権利の濫用に当たる不適正な請求」であり、「通常一般的に行われている請求」まで制限されるものではありません。</p> <p>憲法第94条及び地方自治法第14条により、地方公共団体は、法律（地方自治法では法令）の範囲内で条例を制定することができ、また、地方自治法第14条第2項により、義務を課し、権利を制限するには、条例によると定められていることから、今回、権利の濫用に当たる請求を制限することを条例上に明文化し根拠を明確にすることで、広く県民の皆様周知し、適正な情報公開制度の推進を図りたいと考えております。</p>
2	P1	1 改正(素案)の内容	<p>情報公開制度は、行政が国民に説明責任を果たすためのものであり、民主主義の根幹である。民主主義の根幹である情報公開請求（開示請求）の権利、国家の義務履行を請求する権利を、公権力の側が、民法の原則で制約することができるのか。</p> <p>民法の原則をそのまま条文に組み込んで「禁止」しなくても、「権利の濫用」だと判断したら、「不開示決定」を行えばよいのではないかと。</p>	<p>権利の濫用が法の一般原則として許容されないことは、公文書の開示請求においても同様であると考えられることから、改正案においてその趣旨を条例で明文化し、条例上の根拠を明確にすることで、広く県民の皆様周知し、適正な情報公開制度の推進を図りたいと考えております。</p> <p>また、御意見のとおり、県の諸活動を県民の皆様説明する責務が全うされるようにすることが本条例の目的であることから、安易に権利の濫用を適用することのないよう、厳格に運用していきます。</p>

3	P1	1 改正(素案)の内容	<p>民法の条文を追加することで、具体的事案に対処できるのか。どう対処することを念頭に置いて素案を作成されたのか。</p> <p>千葉県、静岡県、山梨県、三重県が、情報公開条例に権利濫用禁止規定を有していることは承知している。本案を作成するに当たり、各県にヒヤリングされたのではないかと思うが、どのような深刻な事案があるのか、具体的にお示しいただきたい。</p>	<p>条例改正に当たり、他県の状況も踏まえ検討を行っているところです。</p> <p>具体的な事例においては、他県の事例を公表することはできませんが、権利の濫用に当たる事例を「条例の解釈及び運用基準」としてまとめ、公表する予定です。</p>
4	P1	1 改正(素案)の内容	<p>表現の自由を根拠とする知る権利を制限するのだから、たとえ権利の濫用であれ、「禁止」という言葉を安易に使うべきではないと考える。</p> <p>県がなすべきことは、公文書の開示請求の仕方、開示請求されると職員がどういう作業をすることになるのかを県民に理解してもらうことではないか。大量の開示請求をされると、職員は仕事が増えて大変と県民に訴えることではないのか。その方が行政に対する信頼が増し、秩序が維持されると考える。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、県民の皆様への適切な周知等、情報公開制度の推進に向けて、引続き検討していきます。</p>
5	P2	改正(素案)のポイント	<p>「権利の濫用」と判断する一例として、「行政事務の停滞が目的であることが明らかに認められる請求」、「特定の職員や所属に対する害意が明らかに認められる請求」とある。</p> <p>今回「権利濫用禁止規定」を設ける理由は、上記のような「事実」があるからであろう。この「事実」の認定が、目的や害意が「明らかに認められる」という主観的かつ曖昧な形で行われるとなると、立法の必然性に疑問が生じる。公権力の濫用が懸念される。</p>	<p>安易に権利の濫用を適用することがないよう、その趣旨や具体的な事例を「条例の解釈及び運用基準」としてまとめ、公表する予定です。</p> <p>また、権利の濫用にあたるかどうかは、個別の事案ごとに種々の要素を比較衡量して判断すべきものであることから、事例に該当すれば、直ちに権利の濫用として対応することがないよう、事案ごとに慎重に対応していきます。</p>

6	P2	改正(素案)のポイント	<p>「行政事務の停滞が目的である」とは、どのような場合なのか。過去何件発生したのか。なぜ検索に相当な手数を要するのか。また上記の場合に、条例第11条、第12条にある開示決定期限の延長は行われているのか。また開示請求書を受理する際に、公文書の特定が難しい、あるいは手数がかかる場合、補正を求めたのか。あるいは請求者がそれに応じたのか否か等々。「事実」を具体的に示していただきたい。</p> <p>また「特定の職員や所属に対する害意」についても、「害意」と言えるのであれば、その理由は何なのか。どういう経緯があったのか。どういう暴言があったのか等々。そういう「事実」を具体的に示していただきたい。</p>	<p>権利の濫用と見受けられる事案については、令和3年度に特定の請求者が数十件行った請求のうち、数件が該当しています。</p> <p>本事案では、条例第11条を適用し、対象公文書を開示決定しましたが、閲覧されないことが繰り返し起こりました。</p> <p>本事案の開示決定にあたっては、約1万枚の公文書において、条例で規定する不開示情報がないかチェックを行い、該当があった場合のマスク処理等を通常業務と平行して処理しています。</p> <p>また、その過程で特定の所属等に対し、請求の趣旨とは関係ない言動がありました。</p>
7	P2	改正(素案)のポイント	<p>過去に「権利の濫用」で「不開示決定」となった事案は何件あるのか。</p> <p>また「解釈及び運用基準」(24～25頁)に従って運用するだけでは問題解決しなかった事例があるのか。何件あるのか。</p>	<p>宮崎県において、過去に権利の濫用を適用し、不開示決定とした事案はありません。</p> <p>権利の濫用と見受けられる事案は発生していますが、条例上の根拠が明確でないことから、適用を見送ったものです。今回の改正で条例上の根拠を明らかにすることで、広く県民の皆様にも周知し、適正な情報公開制度の推進を図りたいと考えております。</p>
8	P2	改正(素案)のポイント	<p>「解釈及び運用基準」自体は行政立法の問題であろうから、議会で討議・議決は要しないのかもしれないが、「知る権利」に関わる重要な問題であるから、議会で運用を厳格化する旨を報告し、「解釈及び運用基準」の新旧対照表を示した上で、「公権力の濫用」にならないかどうか議論していただきたい。行政側が自ら「厳格に運用する」と言うだけでなく、三権分立を機能させるべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>条例の解釈及び運用基準においては、議決を要しませんが、他県の事例や判断基準等を参考に検討し、安易に権利の濫用を適用することがないように、その趣旨や具体的な事例を定めたものにしていきます。</p>
9	P2	改正(素案)のポイント	<p>具体的な判断基準を明示し、事実と照らし合わせて立証するのでなければ、裁判で「権利濫用」を認めさせることは難しいと考える。今回の改正趣旨が、権利濫用事案の解決なのであれば、やはり判断基準の具体的な列挙こそが肝要だと考える。</p> <p>補足をお願いであるが、専門家と相談される際に宮崎県公文書開示審査会の議事録を公開していただきたい。</p>	<p>安易に権利の濫用を適用することがないように、その趣旨や具体的な事例を「条例の解釈及び運用基準」としてまとめ、公表する予定です。</p> <p>また、宮崎県公文書開示審査会の議事録につきましては、県ホームページで公開しています。</p>

10	P2	改正素案	<p>「解釈及び運用基準」（24～25頁）に、「権利を濫用」した請求者に対しては、「不開示決定」を行うことになると書かれているのであるから、「次に掲げる事項に該当した場合、権利を濫用したとみなし、不開示決定とする」と具体的な条文にしてはどうか。</p> <p>そして「権利の濫用」に該当する事項を具体的に列挙すべきではないか。</p>	<p>権利の濫用にあたる具体的な事例及び判断基準については、「条例の解釈及び運用基準」としてまとめ、公表する予定です。</p>
11	P2	改正素案	<p>権利濫用の常習者対策を、デジタル化と合わせて検討できないか。公文書の整理およびデジタル化を進めることで、画像ファイル化された文書であれば黒塗りが簡単になる。実装は既に進んでいるのか。</p> <p>例えば、総合窓口にノートPCを置き、担当者がZOOM等を使って、窓口にいる請求者が閲覧できるようにする。</p> <p>それが可能になれば、権利濫用の常習者が開示請求（閲覧要求）してきた場合、少数頁を即「開示決定」し、さらに他の請求を要望してきたら、閲覧箇所の具体的な指定をお願いして、小出しに情報開示する等、相手の出方を伺いながら対応できるのではないか。担当者に害意を与えようとしている請求者に対しては、別の職員が対応する等、各部署がストレスを感じない形での対策を講じることは可能ではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>公文書のデジタル化につきましては現在検討しているところであり、いただいた御意見を踏まえ、適正な情報公開の推進に向けて、引き続き検討していきます。</p>
12	P2	改正素案	<p>提案として、改正ではなく、前条の第4条 「請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適切な請求に努める」と規定されているので、今後定められる予定の「請求の一定の基準」で運用する方法もあるのではとも思う。他県の対応等を参考にしたらどうか。</p> <p>また、今後は「請求の一定の基準」をペーパーにして、請求書様式に添付することも一つの方法では。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>現行条例では、適正な請求への努力義務を規定しており、権利の濫用に該当する請求に対して、条例上の根拠が明確でないことから、それを明らかにすることで広く県民の皆様に周知し、適正な情報公開制度の推進を図りたいと考えております。</p> <p>また、権利の濫用にあたる具体的な事例及び判断基準については、「条例の解釈及び運用基準」としてまとめ、公表する予定です。</p>